

主要施策名：(3)地域福祉の充実

事務事業本数：25

基本目標(章)	主要施策(節)	施策区分	事務事業コード	事務事業	所管課
⑤健康で安心な福祉づくり	(3)地域福祉の充実	(4)生活困窮者対策の充実	534-1	LPガス使用世帯支援事業	総務課
		(3)地域で支え合う体制の充実	533-1	民生委員事業	総合福祉課
			530-2	戦没者・戦傷病者援護事業	総合福祉課
		(3)地域で支え合う体制の充実	533-2	社会福祉支援事業	総合福祉課
			533-3	福祉関連計画策定事業	総合福祉課
			533-4	ご当地カード行政ポイント付与事業	総合福祉課
		(1)障がい者支援の充実	531-1	障害者福祉事業	総合福祉課
			531-8	地域生活支援事業	総合福祉課
			531-12	難聴児補聴器購入費助成事業	総合福祉課
			531-14	発達障害児者及び家族等支援事業	総合福祉課
			530-3	福祉センター管理運営事業	総合福祉課
		(2)高齢者支援の充実	532-1	岱明コミュニティセンター管理運営事業	総合福祉課
		(3)地域で支え合う体制の充実	533-5	災害支援事業	総合福祉課
		(4)生活困窮者対策の充実	534-3	生活困窮者自立支援事業(生活支援係)	くらしサポート課
			534-4	生活困窮者自立支援事業(保護係)	くらしサポート課
			534-9	生活保護適正実施推進事業	くらしサポート課
			530-6	成年後見制度利用促進中核機関設置運営事業	高齢介護課
		(2)高齢者支援の充実	532-2	高齢者等生活支援事業	高齢介護課
			532-3	敬老事業	高齢介護課
			532-4	老人クラブ支援事業	高齢介護課
			532-5	介護低所得者対策事業	高齢介護課
		(3)地域で支え合う体制の充実	533-6	介護施設整備事業	高齢介護課
		(2)高齢者支援の充実	532-6	天水老人憩の家管理運営事業	高齢介護課

基本目標(章)	主要施策(節)	施策区分	事務事業 コード	事務事業	所管課
⑤健康で安心な 福祉づくり	(3)地域福祉の 充実	(2)高齢者支援の充 実	532-7	高齢者等就業支援センター管理運営事業	高齢介護課
		(3)地域で支え合う 体制の充実	533-7	婦人相談事業	子育て支援課

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	LPガス使用世帯支援事業		所管課 【2】	総務課		
			作成者(担当者)	近藤 航		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(4)生活困窮者対策の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					□ 該当
	☒ 法令、県・市条例等【 玉名市LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金交付要綱 】					
	☐ その他の計画【 】 □ 該当なし					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					款 3 項 1 目 1 細目 20

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	物価高騰に伴うLPガス使用料の値上げに伴い、LPガスを使用する市民の経済的負担が増加している。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	熊本県LPガス協会
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	LPガス使用者に対する負担軽減策を講じている熊本県LPガス協会に補助金を交付する。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☐ 単年度繰返し ☒ 期間限定複数年度		
	【 年度】	【 年度から】	【 R5 年度～ R6 年度まで】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☐ 市 ☒ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☒ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	LPガス使用者に対する負担軽減策を講じている熊本県LPガス協会に補助金を交付する。		【15】 事務事業を構成する細事業(2)本
			① LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金交付業務(R5繰)
			② LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金交付業務
			③

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	39,552	42,245	0
		県支出金	0	0	39,551	42,245	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	0	0	0	0	0
		【16】 小 計	0	0	79,103	84,490	0
	職人 員 件 の 費	職員人工数	0.00	0.00	0.10	0.10	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	0	0	555	564	
	合 計		0	0	79,658	85,054	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① LPガス価格高騰対応生活者支援事業 補助金交付業務(R5繰)	LPガス使用者に対する負担軽減策を講じている熊本県LPガス協会に補助金を交付する。	支援金周知のための 広報媒体数	件	***	***	3	***
② LPガス価格高騰対応生活者支援事業 補助金交付業務	LPガス使用者に対する負担軽減策を講じている熊本県LPガス協会に補助金を交付する。	支援金周知のための 広報媒体数	件	***	***	***	3
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	補助金交付決定率	交付決定額／申請額	%	*** ***	*** ***	100 100	100 100
2							

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必 要 当 性 性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない	市民の経済的負担軽減のための支援であるため。	
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり	物価高騰の影響を受けた経済支援策であり、見直しの必要はない。	
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり	市民の経済的負担増大につながると思われる。	
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成	適切に事業を実施し、目標を達成できた。	
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当	現制度を適正に実施するために細事業の構成は妥当である。	
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	事業を実施するに当たり、低減できる部分はない。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり	現状の執行状況から簡素化できる部分は見当たらない。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	熊本県LPガス協会に対して市が補助を行う事業のため。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	類似する事業はない。	
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし	経済支援策であり受益者負担はなじまない。	

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)		
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)		
	令和5年度に開始した事業のため、前回のふりかえりはなし。		
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☐ 執行方法の改善	☒ 現状のまま継続 ☐ 休止・廃止	☐ 縮小して継続 ☐ 終了
	今後の方向性に対する見直し・改善の具体的内容 LPガスの価格高騰対策について、市場価格の推移や国・県の動向を踏まえつつ、市としての必要な支援を適宜実施する。		

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	物価高騰が市民の生活を圧迫しており、LPガスの価格高騰対策については、今後、国・県の動向を踏まえ市として必要な支援を実施する。	評価責任者 前田 弘信
----------------------	---	----------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	民生委員事業		所管課 【2】	総合福祉課		
			作成者(担当者)	松本あけみ		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】 ☐ 該当
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(3)地域で支え合う体制の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					
	☒ 法令、県・市条例等【 民生委員法、玉名市民生委員推薦会規則 】 ☐ その他の計画【 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☐ ソフト事業 ☒ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】 款 3 項 1 目 1 細目 2					

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	民生委員・児童委員制度は、地域に根ざした福祉活動を展開し、広く社会の実情に通じ社会福祉の増進に熱意のある住民を地域から選び、関係機関に推薦する必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	民生委員推薦会委員、玉名市民生委員・児童委員連絡協議会
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	民生委員推薦会により、民生委員・児童委員の適任者を県を通じて厚生労働省へ推薦し、委嘱を受けた民生委員・児童委員が地域福祉のために活発な活動ができるよう支援する。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 【 年度 】 【 H17 年度から 】 【 年度～ 年度まで 】		
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☒ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	【15】 事務事業を構成する細事業(3)本 ⇒ ① 民生委員推薦会業務 ② 民生委員・児童委員連絡協議会支援事業 ③ 民生委員一斉改選事務		
	・民生委員推薦会業務は3年に1度の一斉改選又は欠員が生じた際に後任候補者について審議しその結果を県を通じて、国へ進達する。 ・民生委員・児童委員連絡協議会は、市の6ある民生委員・児童委員協議会より選出した役員により構成された上部組織で、協議会内の情報交換等を行う。		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	1,146	2,299	1,500	1,507	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	8,064	8,481	8,064	8,273	0
		【16】 小 計	9,210	10,780	9,564	9,780	0
	職人件費	職員人工数	0.20	0.25	0.15	0.15	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	1,045	1,357	833	845	
	合 計		10,255	12,137	10,397	10,625	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 民生委員推薦会業務	改選又は欠員が生じた場合に推薦を行う。	推薦会開催回数	回	1	0	0	1
② 民生委員・児童委員連絡協議会支援事業	民生委員・児童委員協議会活動に補助金を交付する。	民生委員定例会開催回数	回	40	58	62	60
③ 民生委員一斉改選事務	3年に1度の一斉改選	推薦会開催回数			8	0	0

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	民生委員・児童委員数	民生委員・児童委員の数(4月1日現在)	人	150 150	150 149	150 147	150
2	民生委員・児童委員活動回数	民生委員・児童委員の年間活動合計回数	回	4160 5189	4500 4522	4500 4112	4500

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☐ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☐ 必要なし ☐ 必要あり
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☐ 影響あり
有効 性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成 地域住民の高齢化が進み、なり手が見つからない等の理由で欠員が生じた。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 民生委員協議会への活動補助金支出と民生委員推薦事務が主な事業であり。構成は適当である。
効率 性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 民生委員・児童委員の活動に必要な補助金のため削減の余地がない。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 民生委員・児童委員の活動に必要な補助金のため検討の余地がない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 対象者が地域住民のため、地元からの委員選出が適当であり、民間のノウハウを参考にしないため検討の余地はない。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 目的が類似する他の業務がないため検討の余地はない。
公平 性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☐ 余地なし

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 改選前には、区長会を通じて民生委員の人選をお願いしている。これを継続するとともに、民生委員のPR活動を、これまで以上に積極的に取り組んでいただくよう民生委員児童委員協議会を支援し、地域への周知を浸透させる。
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 事務局の社会福祉協議会と協力し、定例会等で研修を行うなど、活動のサポートを行った。
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	令和7年度に現委員任期満了に伴う一斉改選が行われるため、社会福祉協議会及び関係機関と連携し、欠員が生じないよう周知・啓発を行う。 PR活動をこれまで以上に積極的に取り組んでいただくよう民生委員児童委員会への支援を継続していく。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	民生委員活動は、地域における福祉の担い手として重要であるので、今後も積極的に支援するとともに、民生児童委員の確保策についても、早急に検討していく必要がある。	評価責任者 小山 聡
----------------------	--	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	戦没者・戦傷病者援護事業		所管課 【2】	総合福祉課	
			作成者(担当者)	松本 あけみ	
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり			
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実			
	施策区分				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約				
	☒ 法令、県・市条例等【 戦傷病者戦没者等遺族等援護法、戦傷病者特別援護法 】 ☐ その他の計画【 】 ☐ 該当なし				
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業				
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務				
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】		款	3	項
				1	目
					1
					細目
					5

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	戦没者、戦傷病者等の遺族に対し援護を行い、戦没者の霊を慰め、哀悼の意を表すことが広く国民に求められている。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	戦没者や戦傷病者、その遺族やその家族
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	戦争において、公務上負傷された者、死亡された者の遺族に、一定の要件を満たした場合に援助を行うとともに、国民に対して人命の尊さ、平和の大切さについて理解を深めてもらう。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度 】	【 H17 年度から 】	【 年度～ 年度まで 】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☒ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	・戦没者合同慰霊祭を、毎年4月下旬に五名市民会館大ホールで無宗教献花方式で行う。 ・戦没者遺族会へ補助金を支給する。 ・援護給付金等の請求事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金、戦没者の妻に対する特別給付金、戦傷病者のJR乗車券発給事業等を行う。 ・熊本地震で被災した戦没者慰霊碑を復旧する事業に対し、補助金を交付する。		
	【15】 事務事業を構成する細事業(3)本		
	⇒ ① 戦没者合同慰霊祭事業		
	② 遺族連合会補助金		
	③ 援護・給付金等請求事業		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	255	1,507	1,582	1,739	0
		【16】 小 計	255	1,507	1,582	1,739	0
	職人件費	職員人工数	0.25	0.30	0.15	0.15	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.45	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	2,040	1,629	833	845	
	合 計		2,295	3,136	2,415	2,584	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 戦没者合同慰霊祭事業	非宗教方式による慰霊祭を挙 行する。	慰霊祭開催回数	回	0	1	1	1
② 遺族連合会補助金	遺族連合会に対して補助金を 支給する。	補助金交付回数	回	1	1	1	1
③ 援護・給付金等請求事業	戦没者の遺族に対する特別弔慰金請求申請 受付、戦傷病者JR乗車券交付等を行う。	援護給付金等の請求 事務処理件数	件	163	45	0	0

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	戦没者合同慰霊祭参加者数	戦没者合同慰霊祭への参加者数	人	60 0	300 300	300 250	250
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必 要 当 性 性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施で きないか。)	☐ 市が実施すべき ☒ 市が実施する 必要はない 慰霊祭は遺族連合会との協働で実施しているが、遺族会単独で実 施も可能。民間に委託して実施も検討の余地がある。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直 しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 戦没者慰霊や戦没者遺族への援護が目的であり、変えることはな い。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はな いか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 戦没者慰霊を続けることで、世代を超えて平和の大切さを語り継い でおり、廃止すべきではない。
有 効 性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成 送迎バスを運行するなど、参列者の便宜を図っている。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当 であるか。	☐ 適当 ☒ 不適当 戦没者慰霊、遺族の援護が主な目的であり、類似する細事業がな いため構成は適当。
効 率 性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり 参列者が減少傾向にあるため、借上げバスの台数、ルートの見直 しを多うことによりコスト低減の余地がある。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地は ないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 遺族会に対する補助金及び合同慰霊祭開催に伴う予算のため執行 過程の簡素化は検討の余地はない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はない か。	☐ 余地なし ☒ 余地あり 遺族連合会と協働で慰霊祭を実施しているが、民間の葬儀会社へ 委託して実施することも検討の余地がある。弔慰金の支給は国の制 度に基づく援護であり、民間のノウハウの活用には及ばない。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討 の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 目的が類似する他の事業がないため検討の余地はない。
公 平 性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額) について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 公務上負傷された方の遺族に対して行われる事業で受益者負担に そぐわないため検討の余地はない。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)
	戦後77年を経過し、戦没者の子の世代も高齢化して参列者も減りつつある。孫世代の参加がしやすいよう日曜日の開催を計 画する。
今後の方向性 【25】	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)
	戦没者合同慰霊祭は、戦後77年を経過し、戦没者遺族の高齢化が進み、参列者も減少傾向にあるため、孫・曾孫が参加しや すいように日曜日に開催した。
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	☐ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☒ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
	戦後77年を経過し、遺族の高齢化が進み、戦没者合同慰霊祭の参列者が減少傾向にあるため、送迎バスのルートを検討す る。 戦没者合同慰霊祭は遺族連合会で実施することも可能だが、民間へ委託しての実施も検討の余地がある。 孫世代が参列しやすいよう日曜日に開催し、世代を超えて平和の大切さを語り継ぐ。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	遺族会会員の高齢化などにより、組織としての結束力が薄まらざるを得ない状況にある。このような中、 式典を休日開催に変更したが参加者が伸びていないため、更なる検討が必要である。	評価責任者 小山 聡
----------------------	---	---------------

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 社会福祉協議会支援事業	地域福祉活動推進団体である社会福祉協議会に補助金(人件費分)を交付する。	補助対象職員数	人	15	14	13	12
② ボランティアセンター運営支援事業	ボランティアセンターに補助金を交付する。	活動日数	日	300	300	300	300
③ 保護司会支援事業	社会復帰する保護観察者を支援する会に補助金を交付する。	定例会	回	2	2	2	2

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	社会福祉協議会実施事業等本数	事業本数	本	64 63	63 59	59 59	59
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必 要 当 性 性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 地域福祉の向上のために事業を行う社会福祉協議会や福祉関係団体への財政的支援が必要である。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 財政的支援をすることで、引き続き地域福祉向上のための活動支援が図られる。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 各団体の地域福祉向上のための活動が低下し、福祉サービスに支障をきたす。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成 事業を縮小することなく継続して実施した。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☐ 適当 ☒ 不適当 社会福祉協議会職員の人件費及び社会福祉団体・機関への財政的支援であり、細事業の構成は適当。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 社会福祉協議会への人件費が主なものであり、必要に応じて補助金等申請時に審査を行ない交付している。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 一定の手順に沿って補助金の支出をお行うもので簡素化の余地はない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 市からの補助金の支出であり、民間のノウハウ活用につて、検討の余地はない。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 目的が類似する事業はない。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 社会福祉団体への財政的支援であり、受益者負担は目的にそぐわないため検討の余地はない。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 地域福祉の推進や福祉関係団体の活動を支援するため、適正な財政的支援を継続する。 社会福祉協議会への人件費補助は、毎年1名分の削減を行い、令和8年度に正職員10名分の補助金支給をもって調整完了とする予定。
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 地域福祉の向上を目的として取り組んでいる社会福祉協議会への補助金のため、継続して支援を行う。 当該団体の事務量及び必要人員数については、将来の見通しを基に補助金の適正額を協議し検討を行う。
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	地域福祉の推進、福祉関係団体の活動を支援するため、適正な財政的支援を継続していく。 社会福祉協議会への人件費補助金は、令和3年度から段階的に削減を行い、令和8年度に正規職員10人分の補助金支給をもって調整完了とする予定。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	それぞれの団体が各分野においての中核となっていることから、社会福祉・地域福祉の向上には必要な事業である。それぞれの団体の地域に果たす役割が十分発揮できるよう、信頼関係を築きつつ、事業内容の見直しも含め、引き続き支援していく。	評価責任者 小山 聡
----------------------	--	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	福祉関連計画策定事業		所管課 【2】	総合福祉課		
			作成者(担当者)	大石 真理		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】 ☐ 該当
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(3)地域で支え合う体制の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					
	☒ 法令、県・市条例等【 社会福祉法第107条、障害者基本法第11条第3項等 】					
	☐ その他の計画【 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☐ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☒ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					款 3 項 1 目 1 細目 10

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	行政が地域福祉を推進するため、地域福祉の課題を明らかにし、その解決を目指すための理念と仕組みをつくる「地域福祉計画」と、社会福祉協議会により策定される地域福祉を推進するための自主的な活動や行動のありかたを定める「地域福祉活動計画」とを一体的に策定し、地域の関係者それぞれの役割・協働を明確化し実効性のある計画とする。 また、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、福祉サービスの数値目標・利用見込量を設定し、障がい福祉施策の一層の充実を図るため「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」を策定する。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	市民
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	全ての市民の笑顔のため、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しながら、将来にわたって住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるように、地域で支えあう取り組みを推進する。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度					
	【 年度】	【 H29 年度から】	【 年度～ 年度まで】			
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】					
実施方法 【13】	☒ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】					
事務事業の具体的内容 【14】	社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉計画」の策定、及び障害者基本法第11条第3項に基づく「障がい者計画」・障害者総合支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」・児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」を策定する。					
				【15】 事務事業を構成する細事業(1)本		
				①	第4期玉名市障がい者計画・第7期玉名市障がい福祉計画・第3期玉名市障がい児福祉計画策定事業	
				②		
	③					

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費 (千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	986	0	0	0
		一般財源	0	2,741	4,317	0	0
		【16】 小 計	0	3,727	4,317	0	0
	職人 員の 費	職員人工数	0.00	0.20	0.60	0.00	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	0	1,086	3,332	0	
	合 計		0	4,813	7,649	0	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 第4期玉名市障がい者計画・第7期玉名市障がい福祉計画・第3期玉名市障がい児福祉計画策定事業	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	進捗度	%	***	100%	***	***
②	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定	進捗度	%	***	***	100%	***
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)	計算方法又は説明	単位	R03目標	R04目標	R05目標	R06目標
			R03実績	R04実績	R05実績	
1						
2						

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必要 妥当性 性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☐ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない		
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☐ 必要なし ☐ 必要あり		
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☐ 影響あり		
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☐ 未達成		
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☐ 適当 ☐ 不適当		
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり	執行過程について、省力化・低コスト化を図れるような手法を検討する。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☐ 余地なし ☒ 余地あり	執行過程の簡素化・改善を図れるよう検討する。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり	民間事業者を活用している。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり	他自治体の例を参考に検討していく。	
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☐ 余地なし		

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 計画策定支援に民間事業者を活用しており、執行過程について、省力化・低コスト化を図れるような手法で実施するよう事業者と協議を行う。また、策定が必要な計画について、統合して策定ができないか、他自治体の例を参考に検討を進めたい。
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 国の制度改正や県の施策動向をはじめとした障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、福祉サービスの数値目標・利用見込量を設定し、より実情を反映した計画を策定した。
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☒ 休止・廃止 ☐ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	次回の計画策定は、R8年度の第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画を予定しており、それまでは計画策定事業としては休止となる。今後は、国の制度改正や県の施策動向を踏まえたうえで、福祉サービスの数値目標・利用見込量等の把握に努め、次期計画に反映させる。併せて、第3期自殺対策計画を盛り込んだ計画を策定する。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	市の健康福祉分野などの計画と整合・連携を図り、市民、地域、行政との連携・協働による地域福祉の推進につなげる。	評価責任者
		小山 聡

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 行政ポイント付与事業	ポイント付与対象を転入、結婚、出産の3つの手続きに縮小(R3年度から)	付与者数	人	1254	1102	729	0
②							
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	行政ポイント付与したイベント等の参加人数	付与した人数	人	1430 1254	1300 1102	1400 729	0
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必 要 当 性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☐ 市が実施すべき ☒ 市が実施する必要はない 当初の目的は果たし、令和5年度末をもって終了する。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 令和5年度末をもって終了するため。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☒ 影響なし ☐ 影響あり 市が始めた時の当初目的は果たした
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成 転入・結婚・出産の3つの届出手続きを対象に希望者に付与しており、届出件数の減少や希望されなかったことが考えられる。
	【細事業の適当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 目的達成に必要な細事業の構成となっている。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 令和5年度末をもって終了するため。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 令和5年度末をもって終了するため。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 令和5年度末をもって終了するため。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 令和5年度末をもって終了するため。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 令和5年度末をもって終了するため。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 令和5年度末をもって事業を終了する。
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 転入・結婚・出産の3つの手続きをされる方を対象に、玉名スタンプ会加盟店舗で使用できるポイントカード発行とポイントを付与した。 令和5年度末をもって事業終了。
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☒ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	費用対効果を考慮し、令和5年度末で事業を終了する。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	令和3年度からは事業を縮小し、市役所窓口での、転入、結婚、出産の3つの手続きにポイント付与している。一定の事業効果あり費用対効果等考慮して事業を終了する。	評価責任者 小山 聡
----------------------	---	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	障害者福祉事業		所管課 【2】	総合福祉課							
			作成者(担当者)	山口 しおり							
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり					重点 施策 【4】				
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実									
	施策区分	(1)障がい者支援の充実									
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約										
	☒ 法令、県・市条例等【 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法 】										
	☒ その他の計画【 市障がい福祉計画 】 ☐ 該当なし										
事業区分 【6】	☐ ソフト事業 ☒ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業										
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務										
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【		】	款	3	項	1	目	2	細目	1

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	障がい者は年々増加傾向にあり、障がいの種別を明確にし、それに応じたサービスや割引等を受けやすくするための手帳の交付が必要である。また、各障がい者団体の育成及び障がい者の交流の場を提供する必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	障がい者及びその家族
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付により、各種サービスや割引等を有効に活用してもらい、自立促進及び費用負担の軽減につなげる。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度】	【 H17 年度から】	【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【		
実施方法 【13】	☒ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【		
事務事業の具体的内容 【14】	【15】 事務事業を構成する細事業(8)本		
	⇒ ① 身体障害者手帳交付等業務		
	② 療育手帳交付等業務		
	③ 精神保健福祉手帳交付等業務		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	6,450	0	0	0
		県支出金	0	220	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	2,236	2,439	2,039	2,007	0
		【16】 小 計	2,236	9,109	2,039	2,007	0
	職人 員 件 の 費	職員人工数	2.30	2.00	1.15	1.15	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	12,013	10,858	6,387	6,480	
	合 計		14,249	19,967	8,426	8,487	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 身体障害者手帳交付等業務	申請により、身体手帳の受付・交付を行う。	申請書受付件数	件	513	528	607	600
② 療育手帳交付等業務	申請により、療育手帳の受付・交付を行う。	申請書受付件数	件	130	142	121	120
③ 精神保健福祉手帳交付等業務	申請により、精神手帳の受付・交付を行う。	申請書受付件数	件	372	411	420	420

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	障害者手帳(身体・療育・精神)交付率	申請件数÷交付件数	%	100 100	100 100	100 100	100
2							

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☐ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない		
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☐ 必要なし ☐ 必要あり		
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☐ 影響あり		
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成	申請があったものについては交付まで行うことができた。	
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当	手帳交付や障がい者団体補助金、有料道路割引やNHK受信料免除など、障害福祉の目的達成のために設定されており適当である。	
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	団体補助金について、一部団体で会費の徴収徹底や、段階的に補助金額を減額していく決定をしており、これ以上検討の余地はない。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり	細事業は、県、高速道路管理者、NHKのルールをもとに実施する。団体補助金も補助金交付要綱に沿った執行であり、検討の余地はない。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	自治体が行う業務のため検討の余地はない。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	目的が類似する他の事業がない。	
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☐ 余地なし		

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)
	手帳交付の現状としては、前回と比べると身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳は増加傾向にある。今後も、適正な手帳交付業務執行に努めていく。団体補助については、必要に応じて、継続して補助金の見直しを進めていく。
今後の方向性 【25】	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)
	手帳交付の現状としては、身体障害者手帳・精神保健福祉手帳の申請数は増え、療育手帳は減少していた。増減は手帳により様々であるが、申請があったときは迅速に事務を進め、速やかに交付までできるように努めた。
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
	手帳交付の現状としては、前回と比べると身体障害者手帳、精神保健福祉手帳の申請数は増え、療育手帳は減少していた。今後も、適正な手帳交付業務執行に努めていく。団体補助については、必要に応じて、継続して補助金の見直しを進めていく。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	障害者の安定した生活を確保する福祉サービス受給の基本的業務であるため、現状のまま継続して実施していく。	評価責任者
		小山 聡

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 地域生活支援事業	障がい者の申請によりニーズに合わせたサービスを提供する。	サービスの種類	種類	5	5	5	5
② 重度障害者等日常生活用具給付事業	在宅の障がい者に個々の実状に応じた支援用具を給付する。	交付決定者数	人	1452	1513	1530	1550
③ 自動車運転免許取得・改造助成事業	運転免許取得時や改造の際、費用の一部を助成する。	助成決定者数	人	4	6	10	8

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	地域生活支援事業利用者数	決定者数	人	160 141	160 136	160 128	150
2	地域生活支援事業サービス利用件数	サービス利用件数	件	4000 2640	3000 3622	4000 3712	4000

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 国からの補助を受け、市が事業所に委託して実施している。実施主体は市になっている。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 社会情勢が変化しても障がい者への負担軽減や自立及び社会参加を促すという目的に変更はないため。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり サービスを利用している方や委託している事業所に多大な影響があると考えられる。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成 利用件数は増加しているが、利用者数が減少している。より多くの必要な人のもとにサービスを届けるために周知が必要と考えられる。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 今後利用者により新たな要望等があった場合は追加も考えられるが、現段階での構成は適切である。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 利用者負担額を5%から10%にするか協議を行ったが、物価高騰が続いている現状を配慮し、3年間は5%のままとなった。そのため現段階でのこれ以上の軽減は難しい。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 現状では簡素化できる過程はないと考える。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 現在障がい福祉サービス事業所に委託してサービス提供を行っているため、これ以上検討の余地はない。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 国・県からの負担金や補助金等の制度が異なるため、統合は難しいと考える。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 利用者負担額の10%への変更を検討したが、物価高騰が続いている現状を配慮し令和9年度までは5%のままとなった。現段階での検討は難しい。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 地域生活支援事業の中の「日中一時支援事業」の単価を見直し、令和6年4月より新単価で運用するため、サービス利用者と事業者には早めの周知を行う。 また、地域生活支援事業の利用者負担割合も令和5年度末で特例期間(定率の半額)が終了し元々の利用者負担割合になる(5%→10%)ため、これについても早めの周知を行う。利用者にとっては二重の値上げとなる。
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 地域生活支援事業の中の「日中一時支援事業」の単価は4時間未満の利用は1700円から2000円、4時間を超える8時間以下は3500円から4100円、8時間を超えるのは5300円から6200円に変更された。また「訪問入浴サービス費」も1回につき12500円から12600円に変更になった。利用者負担割合は特例期間を3年延長し、令和9年3月31日まで5%のままになった。巡回支援専門員整備事業については、R5年度から児童虐待防止対策等総合支援事業補助金(国1/2、県1/4)の事業となった(予算はそのまま)。令和6年度からは、地域生活支援事業から予算を分離した(国の管轄がこども家庭庁になり、児童虐待防止対策等総合支援事業補助金事業となる)。
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	今回行われた利用者負担割合の協議で令和9年度まで特例期間の延長が行われたが、3年後の協議でどのようにするか現状を把握しながら考えていく必要がある。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	障がい者の日常生活における負担軽減のため重要な事業であり、本市の障がい者が利用している障害福祉サービス事業所や医療機関のほか関係機関との連携のもと現状のまま継続が必要である。	評価責任者 小山 聡
----------------------	---	---------------

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 難聴児補聴器購入費助成事業	難聴児に補聴器購入の3分の2を限度に助成。	申請件数	件	1	1	1	3
②							
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	助成割合	申請件数÷助成件数	%	100	100	100	100
2				100	100	100	

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要妥当性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の聴覚障害のある児童の補聴器の購入費用の一部を助成することにより、音声言語の習得及びコミュニケーションの向上促進および福祉の増進を図るため、市が実施すべき。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 県と共同で行う事業であり、目的の見直しは必要なし。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 事業を休止・廃止することで、購入を希望する対象世帯の負担増。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成 申請のあったものについて、滞りなく助成した。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☐ 適当 ☒ 不適当 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の聴覚障害のある児童の補聴器の購入費用の一部助成事務が主な事業であり、構成は適当である。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 市要綱、熊本県要項で助成額が決められているため、検討の余地はない。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 玉名市の要綱や熊本県の要項に沿った執行であり、検討の余地はない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 自治体が行う業務のため検討の余地はない。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 目的が類似する他の事業がないため検討の余地はない。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 市要綱、熊本県要項で助成額が決められているため、受益者負担について、検討の余地はない。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)
	利用者の大幅な増は考えにくい、無くてはならない事業であるため、制度の周知を図りつつ現状どおり継続する。
今後の方向性 【25】	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)
	利用者の大幅な増は考えにくい、無くてはならない事業であるため、制度の周知を図りつつ現状どおり継続する。
今後の方向性に対する見直し・改善の具体的内容	☒ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
	利用者の大幅な増は考えにくい、無くてはならない事業であるため、制度の周知を図りつつ現状どおり継続する。令和6年度より申請3件を目標にし、拡充して継続。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	聴器装着により、難聴という障がいを抱えた対象児の 健全な育成や福祉の向上に寄与しており、継続すべき事業と判断する。	評価責任者 小山 聡
----------------------	---	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	発達障害児者及び家族等支援事業		所管課 【2】	総合福祉課		
			作成者(担当者)	徳永美穂		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】 ☐ 該当
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(1)障がい者支援の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					
	☐ 法令、県・市条例等【 ☒ その他の計画【 玉名市障がい児福祉計画 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】 款 3 項 1 目 2 細目 16					

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	発達障害の特徴は、定型発達児にも見られるものも多く理解されにくいのが現状である。 その行動を子どもの性格や親の養育態度が原因とされ、本人はもとより、その親や家族は社会の中で避難や誤解を受けて孤立しがちである。 そのため、子どもの障がいを認める親の心情は複雑なものとなっている。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	発達障がい児、発達障がいを持つ児童の保護者
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム、ピアサポート等により、発達障がいを持つ児童の保護者を効果的に支援し、家庭や地域での療育の推進を図る。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 【 年度】 【 R5 年度から】 【 年度～ 年度まで】		
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☒ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	【15】 事務事業を構成する細事業(1)本 ⇒ ① ペアレントトレーニング事業 ② ③		
	○ペアレントトレーニング 保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方等学んだりすることにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とする。 ○ペアレントプログラム 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるように設定されたグループ・プログラム。 ○ピアサポート 専門家によるサポートではなく、発達障がいを持つ同じ立場の保護者同士が仲間として、仲間同士で支えあう活動。		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	78	155	0
		県支出金	0	0	39	77	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	4	7	0
		一般財源	0	0	41	74	0
		【16】 小 計	0	0	162	313	0
	職人件費	職員人工数	0.00	0.00	0.39	0.39	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	0	0	2,166	2,198	
	合 計		0	0	2,328	2,511	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① ペアレントトレーニング事業	発達障がいを持つ児童の保護者を対象に、児童の接し方などの訓練を行い、療育の効果を上げる。	ペアトレに参加する保護者数	人	***	***	8	16
②							
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	参加者のうつ尺度(BDI)が低下する。	うつ尺度が下がった方の割合	%	***	***	80	60
				***	***	50	
2	講座に対する理解・満足度	受講者アンケートによる集計	%	***	***	100	100
				***	***	100	

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要妥当性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 発達障害者支援法に市町村は、発達障害児者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援等を行うよう努めることとなっており、国や県から補助を受けて実施している。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 発達障害児が増え、社会でのつながりが希薄になる中、同じ悩みを持つ者同士のつながりのきっかけを作ることや、学習の機会を提供することは必要である。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 同じ悩みを持つ者同士のつながりのきっかけを作ることや、学習の機会を無くすことは妥当ではない。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成 発達障がい児への関わりは難しく、保護者の心情は不安定である。時間をかけた、引き続きのサポートが必要。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 発達障害児者及び家族等の支援をするために、細事業の構成は妥当である。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 最低限の予算であり、検討の余地はない。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 参加者を選出して実施する事業であり、今の執行過程でないと難しい。検討の余地なし。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり 民間の取り組みについて情報収集し、把握することは必要。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 民間の取り組みや他事業を情報収集し、把握することは必要。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし テキスト代を参加者より徴収している。料金を支払うことによって、講座参加への意欲につながるものである。検討の余地なし。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)		
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)		
	令和5年度に始めた事業であり、参加者がまだ少ない。地域で暮らす母子が少しでも不安なく過ごせるように、支援を継続していく。		
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了		
	事業の目的に合った参加者の選出や、支援者の協力によるサポートで事業の運営はスムーズにできた。参加者も1クール(6回)を通して意欲的に参加され、参加者同士のつながりもできた。終了後のアンケートでは、このような講座があればまた参加したいと全員が回答している。親自身が学ぶ場、共通した悩みを持つ親同士でつながれる場として支援の継続が必要である。また、支援者側としても直接親の悩みや想いを聞く機会であり、支援の学びとなっている。		

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	発達障がいを持つ児童の保護者に対してペアレントトレーニングを行うことにより、保護者の孤独感の低減、子どもへの適切な対処技術を獲得し、育児への自信が回復することを目指す。併せて、市関係部署の連携のもと、支援者側の支援力の向上や継続していくことで蓄積される対応力の向上を目指す。	評価責任者 小山 聡
----------------------	---	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	福祉センター管理運営事業		所管課 【2】	総合福祉課						
			作成者(担当者)	松本あけみ						
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり								
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実								
	施策区分									
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約									
	☒ 法令、県・市条例等【 玉名市福祉センター条例 】									
	☒ その他の計画【 公共施設長期整備計画 】 ☐ 該当なし									
事業区分 【6】	☐ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☒ 施設の維持管理事業									
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務									
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【		款	3	項	1	目	5	細目	1

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	市民が健康で生きがいのある、安心して生活できるための福祉活動の拠点として、地域の温泉資源を十分に生かした交流・憩いの場としての拠点として、市民の福祉の向上が求められている。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	施設利用者
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	指定管理者による施設の効果的な管理及び運用を行うことで、施設の利用者の利便性を高め、福祉サービスの向上及び健康増進を図る。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度】	【 H17 年度から】	【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☒ その他【 指定管理 】		
事務事業の具体的内容 【14】	【15】 事務事業を構成する細事業(2)本		
	⇒ ① 福祉センター指定管理業務		
	② 福祉センター維持管理業務		
	③		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	4,500	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	6	96	102	0
		一般財源	30,224	31,868	30,127	30,700	0
		【16】 小 計	30,224	31,874	30,223	35,302	0
	職人件費	職員人工数	0.15	0.13	0.20	0.20	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	783	706	1,111	1,127	
	合 計		31,007	32,580	31,334	36,429	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 福祉センター指定管理業務	指定管理者による施設の管理運営を行う。	開館日数	日	203	289	288	288
② 福祉センター維持管理業務	指定管理者との協定に基づき、施設の改修を行う。	改修箇所数	箇所	0	1	0	1
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	福祉センター1日平均利用者数	福祉センターの1日平均利用者数	人	142 97	110 106	110 124	120
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要 妥当性 性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 地域福祉の推進拠点として、社会福祉協議会に指定管理者として維持管理運営を任せている。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 地域福祉の推進拠点として、各種福祉サービス及び福祉活動、市民の憩いの場等広く活用されており、現時点では見直しの必要はない。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 地域福祉の推進を目的とする施設であり、休止・廃止をした場合福祉サービスに支障が生じる。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成 コロナ禍前の状況に戻り、利用者が増加した。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 社会福祉協議会を指定管理者に選定し、適切に管理運営がなされている。リスク分担に基づき、施設の維持補修を行っている。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 指定管理料は、維持管理運営経費等の支出と利用料等の収入を見込んで積算しており、検討の余地はない。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 指定管理者による維持管理運営、リスク分担による修繕を行っており、検討の余地はない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 社会福祉協議会を指定管理者に選定し、施設の管理運営を任せている。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 目的・機能が類似する施設がない。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 条例に基づいて、利用料を設定している。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)	
	住民福祉の推進拠点として、指定管理者(市社会福祉協議会)と連携して適正な管理運営を行う。	
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)	
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了	
	今後の方向性に対する見直し・改善の具体的内容	
	住民福祉の推進拠点として、指定管理者の社会福祉協議会と連携して地域住民の福祉の向上を図る適正な管理運営を行う。	

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	地域福祉活動の拠点として社会福祉協議会において適切な管理運営が行われているが、一部施設の老朽化に伴う雨漏り等が発生しているため、施設の改修を実施していく必要がある。	評価責任者 小山 聡
----------------------	--	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	岱明コミュニティセンター管理運営事業		所管課 【2】	総合福祉課		
			作成者(担当者)	松本あけみ		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(2)高齢者支援の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					■ 該当
	■ 法令、県・市条例等【 玉名市岱明コミュニティセンター条例 】					
	■ その他の計画【 玉名市公共施設個別施設計画 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☐ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☒ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】 款 3 項 1 目 5 細目 2					

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	市民が健康で生きがいのある、安心して生活できるための福祉活動の拠点として、地域の入浴施設を十分に活かした交流・憩いの場として、市民の福祉の向上が求められている。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	施設利用者全般
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	指定管理者による施設の効果的な管理及び運用を行うことで、施設の利用者の利便性を高め、福祉サービスの向上及び健康増進を図る。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 【 年度 】 【 H17 年度から 】 【 年度～ 年度まで 】		
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☒ その他【 指定管理 】		
事務事業の具体的内容 【14】	・運営状況等に関する把握及び指定管理者への指導及び助言。 ・リスク分担に基づく施設の修繕等の維持管理を行う。		【15】 事務事業を構成する細事業(3)本
			① 岱明コミュニティセンター指定管理業務
			② 岱明コミュニティセンター維持管理業務
			③ 岱明コミュニティセンター改修事業

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	18,561	16,265	28,847	0	0
		【16】 小 計	18,561	16,265	28,847	0	0
	職人 員 の 費	職員人工数	0.20	0.20	0.20	0.00	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	1,045	1,086	1,111	0	
	合 計		19,606	17,351	29,958	0	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 岱明コミュニティセンター指定管理業務	指定管理者による施設の管理運営を行う。	開館日数	件	201	304	277	***
② 岱明コミュニティセンター維持管理業務	指定管理者との協定に基づき、施設の改修を行う。	箇所数	件	1	0	1	***
③ 岱明コミュニティセンター改修事業							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	1日平均施設利用者数	1日平均の施設利用者数	人	60 40	60 36	40 42	***
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必 要 当 性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 健康で安全な生活のための入浴施設として、市民福祉の向上を目的としている。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☐ 必要なし ☒ 必要あり 施設の所管を福祉から観光へ変更し、目的の見直しを行った。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 利用者に対するサービスの福祉サービスの低下を招く。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成 コロナ禍前の状況に戻り利用者が増加した。特に宿泊事業は好評であった。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 適正な管理運営、施設の維持保守、必要に応じた改修という3本で適当。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 指定管理料は、維持管理運営経費の支出と利用料等の収入を見込んで積算しており、検討の余地はない。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 指定管理者による維持管理、リスク分担による修繕を行っており、検討の余地はない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 公募により民間から指定管理者を選定している。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり 将来的に松原海岸一帯の活性化を図る拠点施設という位置付けが考えられ、令和6年度から観光物産課へ移管した。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 条例に基づいて利用料を設定している。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)
	施設設備の経年劣化による修繕箇所が複数あるので速やかに修繕を行い、新しい指定管理者による施設の維持管理運営に支障が生じないよう支援する。併せて、観光物産課への事務引継を滞りなく行う。
今後の方向性 【25】	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)
	指定管理者を公募により募集し、令和5年度から民間のBEACH CONNECTに管理運営を委託している。磯の里の物販機能を集約化設計予算を観光物産課に組み換え着手した。指定管理者と協議し、修繕等を行い令和6年度から観光物産課に事務を引き継いだ。
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	☐ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☒ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
	施設の設備・備品の経年劣化による修繕を行い、指定管理者による施設の維持管理運営に支障がないよう支援し、令和6年度から観光物産課へ事務を引き継ぐ。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	地域コミュニティの場として周辺地域での役割を果たしているが、今後、新たな指定管理者を中心に市との連携のもと、松原海岸全体の活性化を図る必要がある。	評価責任者 小山 聡
----------------------	---	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	災害支援事業		所管課 【2】	総合福祉課		
			作成者(担当者)	松本あけみ		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】 ☐ 該当
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(3)地域で支え合う体制の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					
	☒ 法令、県・市条例等【 災害対策基本法、市災害見舞金支給条例 】 ☒ その他の計画【 玉名市避難行動要支援者支援計画 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】 款 3 項 4 目 1 細目 1					

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	災害発生時に、高齢者等を安全に避難誘導できる体制をつくり、また、り災者には見舞金又は弔慰金を支給し、福祉の増進を図る必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	65歳以上の高齢者、障がい者、乳幼児等の災害弱者
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	災害発生時における、災害弱者の支援体制の確立及びり災者に対して見舞金等を支給することで、生活の安定を図る。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 【 年度 】 【 H17 年度から 】 【 年度～ 年度まで 】		
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☒ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	・災害発生を想定し避難・支援がスムーズに行うことができるように関係機関と認識・情報の共有等の支援体制の構築を図ることを目的とした会議を行う。 ・平常時から災害発生時において支援を希望する方の状況把握をする。 ・火災等でり災した方に、その程度に応じて見舞金等を支払う。		【15】 事務事業を構成する細事業(5)本 ⇒ ① 災害時要援護者避難支援対策会議業務 ② 災害時要援護者支援計画業務 ③ 災害見舞金等支給事業

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	308	238	288	498	0
		【16】 小 計	308	238	288	498	0
	職人件費	職員人工数	0.18	0.00	0.10	0.10	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	940	0	555	564	
	合 計		1,248	238	843	1,062	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 災害時要援護者避難支援対策会議業務	災害時要援護者の避難対策について関係機関と調整を行う。	会議開催回数	回	0	0	0	1
② 災害時要援護者支援計画業務	広報等により要援護者登録を推進する。	広報等周知回数	回	1	1	1	1
③ 災害見舞金等支給事業	り災者に見舞金等を支給する。	見舞金支給件数	件	4	2	3	3

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	災害時要援護者登録者数	災害時要援護者の登録人数	人	1300 1193	1300 1077	1200 982	1200
2							

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない	災害弱者の避難を支援する体制を作るため。	
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり	自力で避難が難しい方を支援を要する目的は変わらないため見直しは必要ない。	
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり	災害発生時に、速やかな要支援者の把握や、支援をすることに支障が生じる。	
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成	高齢化で死亡や施設入所等で登録者が減少していることが考えられる。	
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当	目的達成のために必要な細事業となっている。	
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	システム保守料、災害見舞金であり、コスト低減はできないため検討の余地はない。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり	システム管理しており、簡素化等の余地はない。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	地域の協力を得ながら要支援者の把握に努めており、民間の活力を要する事務にあてはまらないため検討の余地はない。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	目的が類似する他の事業はないため検討の余地はない。	
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし	災害弱者のための支援体制であり、受益者負担にそぐわないため検討の余地はない。	

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)		
	民生委員の訪問活動の中で、支援が必要と考えられる方に同意を得て連絡先や避難支援者等を名簿に記載し、地域の避難支援関係者の間で日頃からの情報共有を継続する。		
今後の方向性 【25】	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)		
	災害発生時の避難支援や日常の安否確認のため、支援が必要な方を対象に区長・民生委員を通じて支援者名簿への登録を推進した。		
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	☐ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☒ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了		
	民生委員の訪問活動の中で、支援が必要な方に同意を得て緊急連絡先や避難支援者を等を名簿に記載し、地域の避難支援関係者の間で日頃から情報共有をし、災害発生時や、緊急時に備える。 災害時要援護者支援や福祉避難所の開設等、課題を洗い出し、マニュアル化する等、具体的な実施方法について検討する。		

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	災害発生時に備え、避難をする際に支援や配慮を必要とする高齢者や障害者等の支援体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者名簿への登録の呼びかけと平常時における地域での名簿活用の周知に努める。	評価責任者 小山 聡
----------------------	---	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	生活困窮者自立支援事業(生活支援係)		所管課 【2】	くらしサポート課						
			作成者(担当者)	東 里美						
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり					重点 施策 【4】			
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実								
	施策区分	(4)生活困窮者対策の充実								
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約									
	☒ 法令、県・市条例等【生活困窮者自立支援法】 ☐ その他の計画【】 ☐ 該当なし									
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業									
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務									
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【】		款	3	項	1	目	1	細目	12

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	生活に困窮している人は、経済的な問題だけではなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題を複合的に抱えている。その問題に対応し自立した生活を営めるように支援するための相談及び支援を行う必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	生活保護を受けている人以外で、生活に困窮していて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある市民
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	生活に困窮している人が、生活保護に陥らないように、自立に向けたプランを立て支援を行う。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 【年度】 【H27 年度から】 【年度～ 年度まで】		
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☒ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【】		
事務事業の具体的内容 【14】	生活に困窮している人が、生活保護に陥らないように、相談者が自立するため、必要な支援を把握し、状況に応じた支援が必要な関連機関と連携して支援を行う。 ・就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成を行う。 ・生活困窮家庭の子どもに対して、高校受験のための学習支援教室の開催や中退防止のための進路相談等を行う。 ・就労に必要な訓練を有期で行う。 ・家計に関する相談や指導、貸付のあっせん等を行う。 ・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う。 ・企業・事業所や個人の方から食品の寄付をいただき、食べるものに困っている方々へ無償で提供する。		
	【15】 事務事業を構成する細事業(9)本 ⇒ ① 自立相談支援事業 ② 住居確保給付金事業 ③ 就労準備支援事業		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	9,507	7,775	7,377	11,221	0
		県支出金	0	0	0	200	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	514	0	0	0
		一般財源	12,486	10,506	8,687	7,935	0
		【16】 小 計	21,993	18,795	16,064	19,356	0
	職員の費用	職員人工数	2.00	2.36	1.91	1.91	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	6.68	5.92	5.92	5.92	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	21,348	20,993	18,452	24,817	
	合 計		43,341	39,788	34,516	44,173	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 自立相談支援事業	生活困窮者の相談に包括的に対応し、その自立に向けて、本人のニーズを把握し、プラン作成等の支援を行う。	就労支援対象者数	人	31	47	36	50
② 住居確保給付金事業	離職により住居を失った方、または失う恐れのある方に対し、家賃相当額を有期で給付する。	利用者数	人	21	16	0	16
③ 就労準備支援事業	一般就労が困難な生活困窮者に対し、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会的自立段階から有期で実施する。	利用者数	人	3	1	4	5

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	就労できた者の割合	就労できた者の数／就労支援対象者数×100	%	100 38.7	100 53.2	100 55.6	100
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要妥当性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 生活困窮者の支援を目的としているため市が実施すべきである
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 生活困窮者を取り巻く情勢に変化はないため
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 対象者は限定的であるが社会的弱者を対象としており、困窮世帯の生活に影響を及ぼす恐れがある
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成 就労の定着が困難なケースがあるため
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 国の補助金メニューに沿って構成している
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり 自立相談支援機関業務の民間委託等により、事業費コストの低減が期待できる。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☐ 余地なし ☒ 余地あり 国のシステムを使用しているため個人情報の管理などの課題はあるが、生成AI等の活用により、支援記録作成に要する時間の短縮等が期待できる。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり 一部事業については民間委託を行っているが、自立相談支援機関業務についても民間委託の検討の余地あり
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 類似する事業はない
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 社会的弱者を対象としているため

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 支援調整会議や支援会議を通して継続して困窮者支援に取り組む。 今後も関係機関とのつなぎ支援が円滑に進むよう連絡を綿密に行い、情報共有を遺漏なく行う。つなぎ支援後、状況に応じてフォローを丁寧に行うなど、重層的支援体制の強化に取り組む。
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 支援調整会議や支援会議を通して継続して困窮者支援に取り組んだ。 関係機関との連携強化に努め、継続して事業を実施した。
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☒ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	・支援調整会議や支援会議を通して継続して困窮者支援に取り組む。 ・今年度から重層的支援ネットワーク委員会を設置し、従来の福祉サービスでは対応が難しい新たな課題に対し、関係機関が連携し、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、生活再建へ向けての適切な支援を行っていく。 ・関係機関とのつなぎ支援が円滑に進むよう連絡を綿密に行い、情報共有を遺漏なく行う。つなぎ支援後、状況に応じてフォローを丁寧に行うなど、より一層の重層的支援体制の強化に取り組む。 ・自立相談支援事業についても民間委託を検討していく。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	生活困窮者の課題は多岐にわたり、適切な支援は当課だけで対応できるものではなく重層的の支援が必要であるため、関係部署とのより一層の連携を深めていく。	評価責任者 平田光紀
----------------------	---	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	生活困窮者自立支援事業(保護係)		所管課 【2】	くらしサポート課						
			作成者(担当者)	牛島 祥之						
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり					重点 施策 【4】 ☐ 該当			
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実								
	施策区分	(4)生活困窮者対策の充実								
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約									
	☒ 法令、県・市条例等【生活困窮者自立支援法】 ☐ その他の計画【】 ☐ 該当なし									
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業									
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務									
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【】		款	3	項	1	目	1	細目	17

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	生活に困窮している人は、経済的な問題だけではなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題を複合的に抱えている。その問題に対し自立した生活を営めるように支援するための相談及び支援を行う必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	生活保護受給者
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	生活保護受給者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進する。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 【年度】 【R4 年度から】 【年度～ 年度まで】		
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☒ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【】		
事務事業の具体的内容 【14】	被保護者就労支援事業(国庫負担3/4) ・被保護者の自立のため、移動能力のある被保護者の就労支援を行う。 被保護者健康管理支援事業(国庫負担3/4) ・多くの健康課題を抱えていると考えられる生活保護受給者に対しては、医療と生活の両面において支援を行う必要があるため、福祉事務所がデータに基づき生活保護受給者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。 被保護者就労準備支援事業(国庫補助2/3) ・就労可能な被保護者に、生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の訓練、就労体験を実施し、一般就労に向けた技法や知識の習得を行うことにより就労に必要な基礎能力の形成と就労意欲の喚起を図るための支援を行う。 【14】 関係職員等研修発給事業(国庫補助1/2) ・生活保護行政の適正実施のため、担当職員及び庁内関係職員の研修を行う。□		【15】 事務事業を構成する細事業(4)本 ⇒ ① 被保護者就労支援事業 ② 被保護者健康管理支援事業 ③ 被保護者就労準備支援事業

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	2,097	2,083	2,936	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	0	3,801	5,006	1,371	0
		【16】 小 計	0	5,898	7,089	4,307	0
	職人件費	職員人工数	0.00	0.15	0.10	0.10	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.65	0.73	0.73	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	0	1,712	1,522	2,297	
	合 計		0	7,610	8,611	6,604	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 被保護者就労支援事業	被保護者の自立のため、稼働能力のある被保護者の就労支援を行う。	被就労支援者数	人	***	22	17	25
② 被保護者健康管理支援事業	生活保護受給者の生活習慣病の発症予防や重症化予防策を推進する。	健診受診勧奨者数	人	***	409	317	314
③ 被保護者就労準備支援事業	就労可能な被保護者に、生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の訓練、就労体験を実施する。	利用者数	人	***	5	3	3

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	健診受診率	健診受診者／健診受診対象者数×100	%	***	7	10	10
				***	8.8	3.15	
2	就労達成率	就労者数／被就労支援者×100	%	***	***	***	35.5
				***	***	35.3	

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要妥当性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 生活保護者の支援を目的としているため市が実施すべきである。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 社会情勢が変化しても、生活保護を必要とする方を支援することには変わりはないので見直しは必要ない。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 休止・廃止したら、生活保護受給者の自立を促進することができないため、影響がある。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成 健診受診対象者が増加したことにより、受診率が下がり、目標を達成できなかった。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 国の補助金メニューに沿って構成している。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり サービスを維持するためにはコスト削減の余地はない。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☐ 余地なし ☒ 余地あり 国のシステムを使用しているため個人情報の管理などの課題はあるが、生成AI等の活用により、支援記録作成に要する時間の短縮等が期待できる。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 一部事業については民間委託を行っており、行政との役割分担はできている。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 類似する事業はない。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 受益者負担はない。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)	
	令和5年4月から就労支援員が任用できていないため、早期に確保することが重要である。	
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)	
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了	
	今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容 支援事業に繋がっていない対象者の把握に努め、事業の充実を図る。	

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	稼働年齢層からの相談、申請が目立つことから、今後も就労支援を充実させ、対象被保護者の早期自立を実現し、結果、適正な保護運営を一層推進する。	評価責任者 平田光紀
----------------------	---	---------------

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 診療報酬明細書等点検 実事業	委託により、毎月レセプト点検 を実施する。	レセプト点検件数	件	12450	12454	11359	11400
② 体制整備強化事業	面接相談員を配置し生活保護 の適正化を図る。	被保護世帯数	世帯	411	413	418	422
③ 扶養義務調査充実事業	専門的な知識を持った面接相談員を配置し効 率的な相談業務を行う。	相談件数	件	103	107	116	120

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	過誤調整額(=効果額)	レセプト点検により判明した過誤調整 額	千円	7900 11480	11500 12644	12000 36563	36600
2	保護率	被保護者／人口×1,000	%	*** ***	*** ***	7.56 7.52	7.52

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必 要 当 性 性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施で きないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する 必要はない	生活保護者を対象としているため市が実施すべきである。	
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直 しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり	社会情勢が変化しても、生活保護の適正な実施に変わりはないの で見直しは必要ない。	
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はな いか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり	休止・廃止した場合、生活保護を適正に実施することができないた め影響がある。	
有 効 性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成	委託によるレセプト点検により過誤が判明した。	
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当 であるか。	☐ 適当 ☒ 不適当	国の補助金メニューに沿って構成している。	
効 率 性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	サービス維持するためにはコスト削減の余地はない。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地は ないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり	面接相談、簡素化の余地はない。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はない か。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	一部民間委託している。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討 の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	類似する事業はない。	
公 平 性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額) について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし	生活保護者を対象としており、受益者負担の徴収はできない。	

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前 回 の ふ り か え り に 対 し て 見 直 し ・ 改 善 状 況 【24】	(前回のふりかえりの内容)		
	今後も継続して各種適正化の取り組みを行うことにより、生活保護を適正に実施する。		
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)		
今 後 の 方 向 性 【25】	生活保護の相談・申請の増加により、面接相談員単独の対応は限界を超え、ケースワーカーが相談段階から入り、係内で協力 して対応に当たっている。		
	☐ 拡充して継続 ☐ 執行方法の改善	☒ 現状のまま継続 ☐ 休止・廃止	☐ 縮小して継続 ☐ 終了
今 後 の 方 向 性 に 対 す る 見 直 し ・ 改 善 の 具 体 的 内 容		今後も相談業務の対応については、係内で効率化を図り協力し、生活保護制度の適正実施に努める。	

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	医療扶助の適正運営はここ数年、順調な推移がみられるが、特に医療扶助適正化のための各種事業の充実、生活保護扶助費削減に大きく寄与するものであるため、今後も医療扶助相談支援員をはじめとした福祉事務所全体で生活保護適正運営にむけ拡充してい く。	評価責任者 平田 光紀
----------------------	--	----------------

【18】

《事務事業の成果》 【19】

《事務事業の評価》

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

■ 評価責任者記入欄 ■

評価責任者(課長)の所見 【26】	国は、市町村に対し成年後見制度の利用促進計画の策定と制度の利用促進に係る中核機関の設置を求めており、中核機関での地域連携、相談及び支援等は必要性が高いため継続すべき事業と考える。	評価責任者 中野 光昭
----------------------	---	----------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	高齢者等生活支援事業		所管課 【2】	高齢介護課		
			作成者(担当者)	田上 佳裕		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】 ■ 該当
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(2)高齢者支援の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					
	☒ 法令、県・市条例等【 福祉バス運行事業要綱、住宅改造助成事業実施要綱、老人福祉法施行細則 】					
	☐ その他の計画【 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					
款 3 項 1 目 3 細目 2						

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	少子高齢化の進展、家族機能やライフスタイルの変化、地域相互扶助機能の希薄化等の背景があり、2015年から2025年にかけて高齢化率が急激に増加する。玉名市も例外ではなく、単身や高齢者世帯が急増し、在宅で安心して暮らせるためには交通手段や住まい、孤独死等の問題を解決する必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	高齢者
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	在宅で安心していきいきと暮らせるために交通手段や住まい、環境整備など日常生活に支障をきたさないように支援する。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度 】	【 H17 年度から 】	【 年度～ 年度まで 】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☒ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	【15】 事務事業を構成する細事業(9)本		
	⇒ ① 老人保護措置事業		
	② 天水生活支援ハウス運営事業		
	③ 高齢者等住宅改造給付事業		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費 (千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	276	0	666	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	12,774	12,127	14,273	13,218	0
		その他	916	0	0	0	0
		一般財源	102,817	110,369	114,485	125,262	0
		【16】 小 計	116,507	122,772	128,758	139,146	0
	職人 員の 費	職員人工数	1.50	1.52	1.90	1.90	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	7,835	8,252	10,553	10,707	
	合 計		124,342	131,024	139,311	149,853	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 老人保護措置事業	居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所させる措置を採る。	措置者数(実人数)	人	30	41	38	40
② 天水生活支援ハウス運営事業	高齢者等のため独立して生活することに不安のある者を入居させ、安全かつ快適な生活を支援する。	入居者数	人	10	10	8	10
③ 高齢者等住宅改造給付事業	介護用改造工事の費用を全部または一部助成する。	住宅改造件数	件	0	2	0	4

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	高齢者等生活支援事業利用者数(実人数)	次の実人数の合計(①老人保護措置の措置人数②天水生活支援ハウス利用者数③住宅改造利用者数)	人	58 40	53 53	54 46	54
2	福祉バス延べ利用者数	福祉バスの延べ利用者数(全3台の合計)	人	1800 1696	3600 3335	4000 4038	4038

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない	本事業は移動手段の確保、住まいの確保等多岐に渡っておりその全てを民間等が実施することは不可能である。既に民間に委託し実施しているものもあるが、一方で法に基づき市が直接実施すべきものもある。	
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり	2035年に75歳以上の人口が、2040年に85歳以上の人口が継続的に続く見込みであり目的に大きな見直しはない。	
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり	移動や住まいなど、生活に真に困難な状況にある者を支援する事業であり、休廃止は影響を及ぼす。	
有効 性	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成	殆どの細事業がコロナ禍から日常生活が戻りつつある状況を受け目標を上回る結果となったものの住宅改造助成事業について目標を下回る結果となった。	
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当	福祉バス事業について、利用人数が減少している状況を鑑み、事業の在り方について検討した。福祉バスによる外出が高齢者の社会参加の機会となっている状況から、今後も継続し事業を実施していく。また、その他細事業についても目的達成のため必要である。	
効率 性	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり	福祉バス運行事業について、仮に利用者が少ないルートを廃止した場合等、コストが低減する余地はある。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☐ 余地なし ☒ 余地あり	令和5年度に福祉バス事業について執行過程の見直しを行った。今年度、運行ルートについて委託先と協議の上、必要な見直しを行い令和7年度予算に反映させる予定である。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり	福祉バス事業について、既に民間団体に委託しているが、他の事例を参考に事業内容の改善、民間団体により代替的な事業を行うことができないか等検討する余地がある。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	福祉バスについては乗合タクシー等の移送手段により代替も考えられる。	
公平 性	【23】 受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし	福祉バスについて、市の車両による運輸局の許可・届け出が不要な無償住民輸送として運行しているため当該区分で運行する限りは受益者負担の検討の余地はない。	

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)		
	きわめて低調な利用状況であることを踏まえ、廃止(代替)までを視野に入れる必要があるが、まずは利用促進に関する周知徹底を行い、併せて福祉センターを活用した一体的な利用策の検討、他の輸送手段との統合等を検討する。 (前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)		
	利用状況改善について検討を行った。現実的な改善案として、ルート改正により利用者の実情に応じた運行を行う予定。		
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☒ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了		
	今後の方向性に対する見直し・改善の具体的内容 令和5年度中の検討結果を踏まえ、令和6年度はルート改正をはじめとした改善案について委託先との協議を行い、結果を令和7年度予算へ反映させることを目指す。		

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	福祉バスの運行については、高齢者の外出の機会を促すための一つの交通手段であり、要介護の予防のため慎重に検討する必要がある。ルート改正をはじめとした改善案について協議を図る。	評価責任者 中野光昭
----------------------	--	---------------

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 長寿者等表彰事業	88歳、100歳、108歳及び111歳到達者、並びに金婚夫婦対象者に敬老祝品等を贈呈する	敬老祝品等贈呈対象者	人	769	904	853	872
② 敬老会開催事業	各校区に委託して敬老会を開催する	敬老会を開催した行政区等の数	箇所	0	0	18	18
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	敬老祝品等贈呈対象者	敬老祝品等贈呈対象者の合計数	人	843 769	908 904	936 853	872
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必 要 当 性 性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 老人福祉法に基づき、長寿を祝い敬老思想の高揚を図る事業であることから、長らく生活を営まれてきた地域の行政がこれを実施することが望ましい。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☐ 必要なし ☒ 必要あり 事業対象者について、定年年齢の引き上げが進められる等現在の社会情勢に見合っているか再度検討が必要。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 敬老事業が地縁の維持に一定の役割を果たしていると考えられる。市で敬老事業を廃止し、かつ行政区も自主的にこれを行わない場合、これまで以上に地域のつながりが希薄化する恐れがある。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成 金婚式参加組数が見込みより少なかったことが要因である。(見込み148組、実績134組)
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 長寿を祝う事業であることから、敬老会をはじめとして慣れ親しんだ行事や米寿等馴染みのある節目とすることが望ましい。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり 敬老会事業について対象年齢を引き上げればコスト自体は低減する。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☐ 余地なし ☒ 余地あり 名簿の作成や委託先への提供方法をデジタル化できればより効率的な執行ができる
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり 時代による市民ニーズの変化への対応など、民間のノウハウを取り入れたり参考にする余地はある。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 類似する事業がない
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 対象者を祝う事業であり、受益者負担を求めるのは適当でない。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)
	現状のまま継続し、年齢引き上げについては高齢化の進展状況や他市の事例など必要な情報を精査し、なおかつ対象者や事業関係者の意見を聴取したうえで、必要な検討を行う。
今後の方向性 【25】	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)
	敬老会事業の対象年齢引き上げについては、対象者や事業関係者への十分な意見聴取ができていない。
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
	現状のまま継続し、年齢引き上げについては高齢化の進展状況や他市の事例など必要な情報を精査し、なおかつ対象者や事業関係者の意見を聴取したうえで、必要な検討を行う。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	これまで社会に尽くしてこられた高齢者を敬い、長寿を祝うことは、高齢者自らの生活意欲の向上を図るものであり、事業の継続は必要であるとする。ただし、敬老会事業の対象者は今後も増加し、それに伴い事業費も増加すると見込まれるため、対象者や関係者の意見を聴取し必要な検討を行う。	評価責任者 中野光昭
----------------------	--	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	老人クラブ支援事業		所管課 【2】	高齢介護課	
			作成者(担当者)	田上 佳裕	
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり			
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実			
	施策区分	(2)高齢者支援の充実			
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約				
	☒ 法令、県・市条例等【 老人福祉法 】				
	☐ その他の計画【 】 ☐ 該当なし				
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業				
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務				
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】		款	3	項
				1	目
				3	細目
					4

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	高齢者人口が増えていく中で、老人クラブ会員数は年々減少している。高齢者の社会参加、生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりなどの推進を図っていく高齢者組織が、安定した活動を行うため、財政的支援を行う必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	玉名市老人クラブ連合会
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	高齢者が多くの仲間と手を携え、他世代の方とも交流を深めるとともに、健康づくりや生きがいづくりの活動の推進を支援する。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度】	【 H17 年度から】	【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☒ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	老人クラブ活動を支援するために、以下の団体・活動に補助金を交付する。 ・単位老人クラブ ・玉名市老人クラブ4支部活動 ・シルバーヘルパー活動 ・健康づくり事業(健康ダンス等) ・玉名市老人クラブ連合会本部		
	【15】 事務事業を構成する細事業(1)本		
	⇒	①	老人クラブ支援事業
		②	
	③		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	2,991	3,140	3,080	3,112	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	8,716	9,484	9,835	9,832	0
		【16】 小 計	11,707	12,624	12,915	12,944	0
	職人件費	職員人工数	0.40	0.31	0.40	0.40	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	2,089	1,683	2,222	2,254	
	合 計		13,796	14,307	15,137	15,198	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 老人クラブ支援事業	老人クラブに補助金を交付する。	補助交付延べ団体数(補助交付単老数)	団体	77	77	75	75
②							
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	65歳以上要介護認定者率	要介護認定者数/65歳以上人口	%	18.5 18.8	18.8 18.9	18.9 18.4	18.4
2	玉名市老人クラブ会員数	全会員の合計	人	3907 3780	3780 3685	3685 3600	3600

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必要 妥当性 性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☐ 市が実施すべき ☒ 市が実施する必要はない	老人クラブは児童通学の見守り、友愛訪問、環境美化活動等、地域に対する公益性の高い活動を実施している。また、介護保険制度との関連においても高齢者の生きがいづくりや体操・ダンスなどの介護予防に資する活動を実施している。一方、非営利的な活動がメインであることから当該事業についての財源の確保が困難であるという性質がある。以上のことを鑑み、市が補助を実施する必要がある。	
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり	高齢者人口の増加と現役世代の人口減少が今後も続いていくと見込まれる中、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題であり、老人クラブが担い手として今後重要な役割を果たすと期待されることから、事業の目的は社会状況に即しており妥当である。	
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり	会員の高齢化等により存続が困難な状況にある単位老人クラブも多く、事業の休廃止を行った場合解散するクラブが相当数発生すると予想される。現在老人クラブにより実施されている児童通学路の見守りや友愛訪問活動などが失われることで市民にマイナスの影響を及ぼす。	
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成	会員の高齢化が進んでいることが減少の主な原因と考えられるが、人口動態上避けられない面がある。老人クラブにおいても会員数の維持・増加を目的とし、一部の単位老人クラブでは増加しているものの、市老連全体としては減少傾向にある。	
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当	老人クラブへの補助に関しては現状の細事業構成で十分目的を達しており適当である。	
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり	補助金項目の構成の改善により、申請から給付までのプロセスをより簡潔・明瞭にすることができれば、事務工数削減を通じたコスト低減を見込むことができる。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☐ 余地なし ☒ 余地あり	市における補助金項目と、国・県補助金の項目との対応関係が分かりづらいため、補助金項目を県に合わせるなどの改善余地がある。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり	各老人クラブの事務負担軽減について、事務手続き等に詳しい者が行う環境を整備するなど民間のノウハウ活用について検討の余地がある。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	老人クラブに対する直接的補助として、類似する事業がない。	
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし	現状、補助金の交付による支援としているため、受益者負担は適当でない。	

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)		
	コロナの5類移行に伴い前年度以上に活発な活動が見込まれる。活動に対し適切な支援・助言を行うとともに老人クラブにおける事務負担の軽減に向けた検討を行う。当該事業を通じ、高齢者のいきがいづくり・社会参加の機会増加を図り、老人クラブの活発な活動を支援する。老人クラブは互助・共助の主体となる重要な地縁組織であり、自主的な参加による団体としても全国有数の規模を持つことから、玉名市老人クラブ連合会及び各単位老人クラブについても、目下構築を目指す地域包括ケアシステムの担い手となることが見込まれるため、引き続き各団体の活発性が維持されるよう支援を行っていく。 (前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 会員数の減少傾向は続いているが、玉名市老人クラブ連合会の各支部合同により市民会館ホールで開催された新規イベント(文化交流会)をはじめとして、活動自体は活発に行われている。事務負担の軽減については、市への申請書類のレイアウトを見直すなどしているが、県補助との兼ね合いで変えられない部分が多い。今後も随時可能な範囲で改善を行っていく。		
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了		
	老人クラブは互助・共助の主体となる重要な地縁組織であり、自主的な参加による団体としても全国有数の規模を持つことから、玉名市老人クラブ連合会及び各単位老人クラブについても、目下構築を目指す地域包括ケアシステムの担い手となることが見込まれるため、引き続き各団体の活発性が維持されるよう支援を行っていく。		

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	老人クラブ数及び会員数は減少しているものの、高齢者の活動の場があることは生きがい対策、健康づくり、介護予防に大いに寄与しているため、老人クラブ支援事業は必要と考える。	評価責任者 中野光昭
----------------------	---	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	介護低所得者対策事業		所管課 【2】	高齢介護課		
			作成者(担当者)	坂口 智洋		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(2)高齢者支援の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					■ 該当
	☒ 法令、県・市条例等【 五名市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱 】					
	☐ その他の計画【 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					款 3 項 1 目 3 細目 10

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者の介護保険サービスの利用の促進を図る必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	利用者の負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用を促進する。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度】	【 H22 年度から】	【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☒ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	介護保険法に基づく訪問介護、通所介護等並びに食費、居住費、滞在費及び宿泊費に係る負担額の軽減を行う社会福祉法人等に対して補助金の交付を行う。 ・県への補助金交付申請、実績報告等事務 ・利用者申請の受付・判定・確認証発行等事務 ・社会福祉法人への補助金交付事務		
	【15】 事務事業を構成する細事業(1)本 ⇒ ① 介護低所得者対策事業 ② ③		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	230	235	0	399	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	78	79	0	133	0
		【16】 小 計	308	314	0	532	0
	職人件費	職員人工数	0.05	0.05	0.05	0.05	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	261	271	278	282	
	合 計		569	585	278	814	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 介護低所得者対策事業	利用者負担軽減決定者の利用者負担軽減をした社会福祉法人等に対して補助金を交付する。	利用者負担軽減申請決定者数	人	6	7	7	7
②							
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	利用者負担軽減決定率	利用者負担軽減決定者数／利用者負担軽減申請者数	%	100 100	100 100	100 100	100
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要 妥当性 性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 介護保険制度において社会福祉法人等が実施した利用者負担軽減に対して、県の補助要綱に基づき補助金を交付することで、社会福祉法人を支援し、低所得者が安心してサービスが利用できる体制を支援するため
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 県の補助要綱改正に応じて見直しは必要だが、現時点では要綱改正の予定はない
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 低所得者の介護保険サービス利用が困難となることが考えられる
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成 申請のあった対象者はすべて認定できた
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 低所得者に対する介護保険サービスにかかる利用者負担軽減制度において、実施している事業が社会福祉法人等による生計困難者等に対する負担軽減のみであり、細事業の構成は適当である。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 基準に基づき支給しており、コスト削減の余地はない
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 申請にあたり資産把握などの複雑な添付資料を要するため、電子申請などの活用は困難であり、検討の余地はない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 民間に委託できる制度ではない
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 類似する事業はない
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 国基準による制度であり市としての検討の余地はない

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)	
	今後も、継続的に制度対象者及び事業所へ制度利用を促していく。	
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)	
今後の方向性 【25】	登録法人から制度利用の促進がされており、新規申請者が増加した。	
	☐ 拡充して継続 ☐ 執行方法の改善	☒ 現状のまま継続 ☐ 休止・廃止 ☐ 縮小して継続 ☐ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容 新規申請者があったものの対象者の利用法人が分散したことで、軽減を実施した法人の軽減額が基準額に達しなかったため、補助金の支給につながらなかった。市として財政支援を行うためには法人における対象者の増加が必要であり、引き続き登録法人や制度対象者に対して制度利用を促していく。		

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	評価責任者
生活困窮者に対して適正な介護サービスを継続的に提供できる事業であるため、継続が必要である。	中野 光昭

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	介護施設整備事業		所管課 【2】	高齢介護課		
			作成者(担当者)	塚本 恵美		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(3)地域で支え合う体制の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					□ 該当
	☒ 法令、県・市条例等【 五名市介護予防拠点整備補助金交付要綱、五名市介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要綱、五名市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱 】					
	☐ その他の計画【 】					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					款 3 項 1 目 3 細目 11

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を実現することが求められている。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	介護予防拠点施設整備を行う地区の代表者、管内介護施設等の整備等を希望する社会福祉法人等
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	適切な介護施設等の整備等が促進され、高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活継続や安心できめ細かな介護サービスの提供を受けることできる。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度】	【 H24 年度から】	【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☒ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	地域における介護予防事業を推進するための、介護予防拠点施設の整備、管内介護施設等の整備等にかかる費用について補助金を交付する。 ・県への補助金交付申請、実績報告等事務 ・補助金交付申請、実績報告等受付確認事務 ・補助金交付要綱等の整備		
	【15】 事務事業を構成する細事業(5)本		
	⇒ ① 介護予防拠点整備事業 ② 介護基盤緊急整備特別対策事業 ③ 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	4,088	13,981	0	0
		県支出金	1,264	32,346	0	33,198	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	0	2,044	0	0	0
		【16】 小 計	1,264	38,478	13,981	33,198	0
	職人 員 件 の 費	職員人工数	0.20	0.38	0.25	0.25	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	1,045	2,063	1,389	1,409	
	合 計		2,309	40,541	15,370	34,607	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 介護予防拠点整備事業	介護予防拠点の整備を実施する地区の代表者に対し補助する。	補助金交付件数	件	2	2	0	0
② 介護基盤緊急整備特別対策事業	簡易陰圧装置の設置等の経費に対し事業者に対し補助する。	補助金交付件数	件	2	2	0	2
③ 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	大規模自然災害に対する事前の備えを行うための補助を行う	補助金交付件数	件	0	1	0	0

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	介護予防拠点整備率	介護予防拠点整備数/介護予防拠点整備希望数	%	100 100	100 100	100 0	100
2	簡易陰圧装置設置率	簡易陰圧装置設置台数/簡易陰圧装置希望台数	%	100 100	100 100	100 0	100

《事務事業の評価》

評価視点			判断理由
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない	国・県の補助事業のため市が実施すべき
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり	社会情勢の変化に沿った補助事業の見直しが行われている
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり	介護施設等の施設整備の遅れによる利用環境の悪化が懸念される
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成	スロープ等資材や物品の年度内調達が難しく、年度内に事業完了が出来ないため予算を繰越した
	【細事業の適当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当	社会情勢にあった事業構成となっている
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	国の基準に基づいて補助額を決定しているため
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり	現在の執行過程に問題はない
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	国・県の補助事業のため
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	類似する他事業はない
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし	国・県の実態により負担割合が決まっている

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況	(前回のふりかえりの内容)
	①市民の需要に応えつつ介護保険事業計画に沿った拠点整備ができるよう事業を継続していく。 ②管内介護施設等の要望に沿った対応を行い、事業を継続していく。
今後の方向性	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)
	①市民の需要に応えた拠点整備を行うことができた。 ②管内介護施設等の要望に沿った事業を行うことができた。
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
	①市民の需要に応えつつ介護保険事業計画に沿った拠点整備ができるよう事業を継続していく。 ②管内介護施設等の要望に沿った対応を行い、事業を継続していく。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	介護予防拠点整備事業については、使いやすい施設に改修することで地域の高齢者が集まり、活動しやすくなり介護予防につながり、また、介護サービス事業所の整備補助については、利用者及び施設職員を守るためにも適正な改修は必要と考えられるため、国県の補助を活用しながら事業の推進を図る必要がある。	評価責任者 中野 光昭
----------------------	--	----------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	天水老人憩の家管理運営事業		所管課 【2】	高齢介護課		
			作成者(担当者)	田上 佳裕		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(2)高齢者支援の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					■ 該当
	☒ 法令、県・市条例等【 玉名市天水老人憩の家条例 】					
	☐ その他の計画【 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☐ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☒ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					款 3 項 1 目 5 細目 5

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	玉名市に居住する高齢者がより健全な生活を送るため、相互の交流を行っていく機会の提供が求められている。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	玉名市に居住する60歳以上の市民
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	自主事業の開催や利用者同志のコミュニケーションをはかり健康の保持、教養の向上を行う。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度 】	【 H17 年度から 】	【 年度～ 年度まで 】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☒ その他【 指定管理 】		
事務事業の具体的内容 【14】	・運営状況等に関する把握及び指定管理者への指導及び助言。 ・リスク分担に基づく施設の修繕等の維持管理を行う。		【15】 事務事業を構成する細事業(3)本
			① 天水老人憩の家指定管理業務
			② 天水老人憩の家旧館除却及び新館中規模改修等工事
			③ 天水老人憩の家維持管理業務

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	1,500	6,200	139,000	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	12,931	13,625	13,275	4,977	0
		【16】 小 計	12,931	15,125	19,475	143,977	0
	職人件費	職員人工数	0.60	0.60	0.40	0.40	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	3,134	3,257	2,222	2,254	
	合 計		16,065	18,382	21,697	146,231	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 天水老人憩の家指定管理業務	指定管理者による施設の管理運営を行う。	開館日数	日	235	337	325	140
② 天水老人憩の家旧館除却及び新館中規模改修等工事	天水老人憩の家改修等設計業務委託・改修工事	委託本数・工事本数	本	—	1	1	1
③ 天水老人憩の家維持管理業務	指定管理者との協定に基づき、不良箇所の修繕等を行い、施設を良好な状態に保つ。	対応箇所数	箇所	10	9	2	0

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	1日当たり入館者数	年間入館者数／年間開館日数	人	20.4 18.0	18.0 19.0	19.0 22.6	
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要妥当性) 【20】	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 本施設は玉名市に居住する60歳以上の市民に対して健康の保持、教養の向上及びレクリエーションの場を安価で提供する保健・福祉施設である。天水地域において同様の施設は他になく、市が実施する必要性がある。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり ニーズは普遍的であり対象や意図に変化はない。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 天水地域において同様の施設は他になく事業を廃止した場合、市民が健康の保持、教養の向上及びレクリエーション等を行う場がなくなり、健康の保持等に影響を及ぼす。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成 新型コロナウイルス感染拡大の影響が収まり、利用者数もコロナ前の水準に向け徐々に戻っていると考えられる。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 目的達成のために貢献度の低い細事業はなく、細事業の構成は適当である。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 指定管理制度を導入し、民間のノウハウを活用して効率的に運営している施設であり、コスト低減の余地はない。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 実施過程において省くことができる部分はない。また、デジタル技術を導入して執行過程の簡素化や改善を行う余地はほとんどない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 既に指定管理制度により民間のノウハウを活用し運営している。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 天水地域において目的が類似する施設は他にない。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☒ 余地あり ☐ 余地なし 本施設は、隣接する市外地区の住民も利用可能としているが、当該住民の利用料も本市住民のそれと同一料金であり受益者負担の観点から不公平感がある。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 令和6年度の改修に向け、今年度は実施設計を行う。改修することで施設規模は縮小するが、事業は現状のまま継続する。令和6年度は工事のため1年間のうち大部分を休館する見込み。また、指定管理者との協定期間は令和5年度が最終年度であるため、来年度以降の指定管理者の更新のため、本年度必要な手続きを行う。利用料金については、市外利用者の利用状況、利用実態を確認の上、必要な検討を行う。		
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 令和5年度末の指定管理期間終了に伴い、プロポーザルにより新たな指定管理者との協定を締結した。改修工事については令和5年度中も指定管理者・関係団体との連絡調整を行った。利用料金については条例に定める額を上限とし、指定管理者により決定することとしている。		
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了		
今後の方向性に対する見直し・改善の具体的内容	工事着工時期が6月から10月に延期になったことから、しゅん工時期についても来年度となる見込み。今後必要な事務手続きを行うとともに、恒常的な利用者・団体へ十分な周知を行う。		

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	中規模改修工事を令和6年度から令和7年度にかけて実施予定としている。高齢者の自主事業やコミュニケーションの場を提供することで、健康保持等に繋がるのでこの事業は必要と考える。	評価責任者 中野 光昭
----------------------	--	----------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	高齢者等就業支援センター管理運営事業		所管課 【2】	高齢介護課		
			作成者(担当者)	田上佳裕		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり				重点 施策 【4】 ■ 該当
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実				
	施策区分	(2)高齢者支援の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約 ☒ 法令、県・市条例等【 玉名市高齢者等就業支援センター条例、同条例施行規則 】 ☒ その他の計画【 玉名市公共施設長期整備計画、玉名市公共施設個別施設計画 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業 ☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】 款 3 項 1 目 10 細目 1					

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	高齢者、障がい者、企業退職者の雇用促進のために必要な技術の習得、勤労者の福利厚生、余暇の充実が求められている。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	施設を使用する高齢者、障がい者、企業退職者等
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	技術を習得することによって、高齢者等が就労でき、また、勤労者の福利厚生が図られる。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 【 年度 】 【 H17 年度から 】 【 年度～ 年度まで 】		
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☒ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	各種講座の開催や研修室の貸し出しを行い、また施設の維持管理を行う。	⇒	【15】 事務事業を構成する細事業(2)本
			① 高齢者等就業支援センター管理運営事業
			② 高齢者等就業支援センター中規模改修(防水等)事業
			③

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	900	22,100	0
		受益者負担	86	102	110	631	0
		その他	517	542	479	0	0
		一般財源	2,401	2,342	2,908	3,809	0
		【16】 小 計	3,004	2,986	4,397	26,540	0
	職人 員 件 の 費	職員人工数	0.20	0.11	0.10	0.10	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	1,045	597	555	564	
	合 計		4,049	3,583	4,952	27,104	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 高齢者等就業支援センター管理運営事業	高齢者等向けに各種講座を開催する。	講座開催数	回	49	43	50	50
② 高齢者等就業支援センター中規模改修(防水等)事業	高齢者等就業支援センター中規模改修設計業務及び工事	委託本数	本	-	-	1	1
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	高齢者等就業支援センター利用者数	研修室等利用者数と講座受講者数の合計延べ人数	人	2000 2381	2000 2973	3000 3888	3900
2	講座受講者満足度	講座終了後アンケートで有意義と感じた人の割合	%	90 77	90 75.8	90 85	90

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない	高齢者、障がい者及び企業退職者等の就業に必要な技術等の習得や雇用の促進に必要な場は無償もしくは安価で提供している。類似の事業を実施している団体はなく、市が実施すべき事業である。	
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり	高齢化と働き手不足が今後も続いていくと見込まれるため、引き続き同じ目的で事業を継続していく。	
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☒ 影響なし ☐ 影響あり	高齢者、障がい者及び企業退職者等の就業に必要な技術等の習得や雇用の促進に必要な場がなくなり影響を及ぼす。	
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成	PC関係の講座内容やPC操作について、難易度が高いと感じた方が多かったため。	
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当	目的を達成するために必要な細事業である。	
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	他の公共施設との包括的な維持管理が導入されることで、職員人工数削減等コスト低減の見込み。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☐ 余地なし ☒ 余地あり	施設の借用方法や使用料の支払方法などにデジタル技術導入の余地あり。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	包括的な維持管理の導入により今年度から民間のノウハウを活用していく見込み。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	類似事業がないため検討の余地なし。	
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし	使用者には使用料を課しており、負担水準も妥当である。	

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況	(前回のふりかえりの内容) 講座のイメージが市民に正確に伝わるように案内の内容を見直す。修繕などの維持管理について、維持管理を他の公共施設と包括的に委託する包括管理業務委託導入に向けた検討を進める。デジタル技術を活用した借用方法や使用料の支払方法について検討を行う。
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 案内用のチラシ兼申込書に色紙を使うようにし、両面印刷にしたことで案内内容を充実するとともに、レイアウトとしても見やすくなっている。また、介護予防支援員に公民館での周知に協力してもらい、参加者数増加につながっている。また、施設の維持管理については令和6年度から管財課により包括管理業務委託が導入される。デジタル技術についてはLINEを用いた借用申請を想定しているところだが、実際の導入については委託先と協議の上さらに検討が必要。
今後の方向性	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	新たな講座開催などにより施設の活用状況は改善しているところ。今後は施設設置目的である、高齢者の就労につながるよう、開催内容を適宜見直ししていく。また、アンケート結果を適切に講座に反映させていく。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	高齢者の学びの場としてセンターは重要な役割を果たすと考えられる。元気で働きたい高齢者や学び直しを希望する高齢者の学習の場となるよう、関係機関と協力し高齢者等就業センターの充実を図る。	評価責任者 中野光昭
----------------------	---	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	婦人相談事業		所管課 【2】	子育て支援課									
			作成者(担当者)	樋口 綾									
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤健康で安心な福祉づくり					重点 施策 【4】						
	主要施策(節)	(3)地域福祉の充実											
	施策区分	(3)地域で支え合う体制の充実											
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約												
	☒ 法令、県・市条例等【 売春防止法、玉名市婦人相談員設置規程、DV防止法 】												
	☐ その他の計画【 】 ☐ 該当なし												
事業区分 【6】	☐ ソフト事業 ☒ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業												
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務												
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					款	3	項	1	目	1	細目	8

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	要保護女子(性交又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子)や配偶者から暴力(DV)を受けている女性やその家族に対して、相談、指導、支援を行い、保護する必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	要保護女子及びその家族
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	気軽に相談できる体制により、相談者に助言・指導、情報提供、他機関紹介等を行い、安心・安定した生活を整える。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度】	【 H17 年度から】	【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☒ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	要保護女子及び配偶者等からの暴力を受けている被害者の発見に努め、必要な相談指導を行う。また、母子自立支援員として、母子家庭の福祉を増進するため相談、支援等を行う。		【15】 事務事業を構成する細事業(1)本
			① 婦人相談事業
			②
			③

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	16	18	38	73	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	97	19	2	0	0
		【16】 小 計	113	37	40	73	0
	職人件費	職員人工数	0.62	0.45	0.25	0.20	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	1.04	1.04	0.52	1.04	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	4,935	3,880	2,078	3,596	
	合 計		5,048	3,917	2,118	3,669	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 婦人相談事業	婦人相談員が要保護女性のDV等の相談や支援を行う。	婦人相談支援日数	日	240	240	240	240
②							
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1 婦人相談対応率		相談に対応した対応率	%	100 100	100 100	100 100	100
2 婦人相談件数(実人数)		相談に対応した人数	人	65	69	44	

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☐ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☐ 必要なし ☐ 必要あり
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☐ 影響あり
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成 関係機関や関係各課との連携を行い、相談にあたることができた。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 目標に沿った細事業であるため。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 緊急性や必要性によるため、コストの低減の検討の余地はない。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 対人的な相談業務であるため、デジタル技術の導入等は適さない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 民間との連携は必要と考えるが、ノウハウ活用については検討の余地はない。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 類似する他の事務事業がないため。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 関係各課との連携の中で、繋げる支援だったり難しい場面がある。 相談者の話を聞き、その後の支援に繋げられるように各課との連携を行う必要がある。
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 関係各課との連携を行い、面談に同席したり、事前に話し合いを行いスムーズに相談者に寄り添い相談業務を行うことができた。
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)に基づき、一人一人のニーズに応じ、相談者の立場に寄り添い、関係各課との連携を行い、切れ目のない包括的な支援を行う。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	要保護女子及び配偶者等からの暴力を受けている被害者の発見に努め、求めに応じて相談等に応じるとともに、自立に必要な職業能力向上のための指導、求職活動に関する助言や情報提供等も行っている。また令和6年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた対応も必要になることから、今後も継続して実施していくべきである。	評価責任者 大西 優子
----------------------	--	----------------